○外務省告示第七十八号

平成二十七年二月二十六日にキングストンで、ジャマイカ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジャマイカ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　高瀬康夫在ジャマイカ大使

ジャマイカ側　ピーター・D・フィリップス財務・計画大臣

平成二十七年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十九号

平成二十七年二月二十六日にサラエボで、ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　山崎日出男在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使

ボスニア・ヘルツェゴビナ側　ズラトコ・ラグムジヤ外務大臣

平成二十七年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十号

平成二十七年三月三日にドゥシャンベで、タジキスタン共和国における「タジキスタンのアフガニスタンとの国境の効果的な管理を通じた国境を越える協力促進計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　タジキスタンのアフガニスタンとの国境の効果的な管理を通じた国境を越える協力促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億六千八百万円

3　署名者

日　本　側　鎌田崇志在タジキスタン大使館大使

国際連合開発計画側　アレクサンドル・ズエフ国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在タジキスタン事務所代表

平成二十七年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十一号

平成二十七年三月十日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における第二次洪水警報及び管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合教育科学文化機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次洪水警報及び管理能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億八千九百万円

3　署名者

日　本　側　片江学巳在パキスタン臨時代理大使

国際連合教育科学文化機関側　ビベケ・ジェンセン在パキスタン事務所代表

平成二十七年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十二号

平成二十七年三月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における災害リスク管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　災害リスク管理能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十二億円

3　署名者

日　本　側　正本謙一在アフガニスタン臨時代理大使

国際移住機関側　リチャード・ダンジガー在アフガニスタン事務所長

平成二十七年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第六百三十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号（森林法施行令第九条に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一のホを次のように改める。

ホ　王子ホールディングス株式会社バイオリソース開発センター（旧王子製紙株式会社森林先端技術研究所及び旧王子製紙株式会社森林資源研究所を含む。）

二のニ中「研究部総合技術（林業）専攻及び専門技術（林業）専攻」を「研究部旧総合技術（林業）専攻及び旧専門技術（林業）専攻」に改める。

○農林水産省告示第六百三十三号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十一条第一項第二号の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十七号（森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一のイ中「農林部森林学科研究科」を「農林部旧森林学科研究科」に改め、同ハ中「研究部総合技術（林業）専攻及び専門技術（林業）専攻」を「研究部旧総合技術（林業）専攻及び旧専門技術（林業）専攻」に改める。

○農林水産省告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山口県山口市小郡上郷字木船下川西一二七第一、字木船二八六から二八九まで、二八六第一、下小鯖字下埋淵一五六五の一、一五六六の一、一五六八の一、字岡河内二〇〇二、二〇〇三、周南市大字大潮字小河内四九三から四九六まで、字幸羽ケ迫二二〇四、二二一一、二二一二、二二一三の一、二二一九、大字金峰字さく口一五〇〇、字春戸山一五三五、字わさ土地一五四〇の一、一五四〇の二、字家向一五四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木船二八六・二八六第一・字下埋淵一五六八の一・字岡河内二〇〇三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字大潮字峰平三〇〇から三〇二まで、字開作三〇四の四、大字巣山字畑ケ谷一一〇九第一、一一一一から一一一六まで、一一一七の一、一一一八、一一二〇から一一二七まで、一一二八の一、一一二八の二、一一二九、一一三〇、一一三一の一、一一三一の二、一一三三から一一三七まで、二二五五、二二五八、二二五九、二二六〇の一から二二六〇の三まで、二二六三、二二七四、二二七九、二二八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二二八〇の二、字畑ケ谷東平二二五二の一、二二五二の二、二二五三、二二五四の一、二二五四の二、二二五六、二二五七、字畑ケ谷西平二二七五の一から二二七五の三まで、二二七六から二二七八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字峰平三〇〇・字畑ケ谷二二五八・二二八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。